

## 木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、木島平村田舎暮らし体験住宅（以下「体験住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 木島平村（以下「村」という。）への移住を希望する者に対し、一時的に村の自然や生活環境の体験及び地域住民との交流体験の機会を提供するため、体験住宅を設置する。

(名称及び位置等)

**第3条** 体験住宅の名称及び位置等は、別表のとおりとする。

(利用できる者の資格)

**第4条** 体験住宅を利用することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 現に村以外に住所を有する者で、村への移住を希望する20歳以上65歳以下の者及びその家族
- (2) 木島平村空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録者であること。
- (3) 利用期間中、円滑かつ積極的に地域の行事への参加及び住民との交流を持てる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 村長は、必要があると認めるときは、前項各号以外の利用資格を定めることができる。

(利用期間)

**第5条** 体験住宅の利用期間は、連続した3日から90日以内とする。この場合において、当該期間内に利用しない日があっても、連続して利用したものとする。ただし、連続した30日以内の利用の場合、5月、8月、12月及び1月は、連続した5日以内の利用とする。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用期間は、次の各号に定める期間での利用とし、各期の利用は1回限りとする。ただし、一の年度の利用期間が30日を超えるときは、利用期間終了後1年間は利用できないものとする。

- (1) 第1期（4月から6月まで）
- (2) 第2期（7月から9月まで）
- (3) 第3期（10月から12月まで）
- (4) 第4期（1月から3月まで）

4 利用期間が前項各号の期をまたがる場合には、利用日数の多い期を利用したこととし、利用

日数が同じ場合には、前期を利用したこととする。

(利用料金)

**第6条** 体験住宅の利用料金は、1棟5泊まで1泊につき5千円とし、6泊目以降は1泊につき2千円とする。

2 体験住宅に備えのない設備を利用する場合には、その利用料は利用者の負担とする。

(利用の申込み)

**第7条** 体験住宅の利用申込みは利用開始希望日の3か月前から15日前までに木島平村田舎暮らし体験住宅利用申込書(様式第1号)により村長に申し込まなければならない。ただし、特別な事情により村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の承認)

**第8条** 村長は、前条に規定する申込みがあったときは内容を審査し、利用を承認するときは当該申込者に対し、木島平村田舎暮らし体験住宅利用承認(不承認)書(様式第2号)により通知するものとする。

2 村長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 村長は、体験住宅を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないものとする。

(1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団対策法第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他、体験住宅の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

**第9条** 村長は、前条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 利用の申込みに偽りのあったとき。

(3) 体験住宅の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、村長はその賠償の責めを負わない。

(利用者の遵守事項)

**第10条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに、寒冷期には給排水の凍結にも十分注意すること。
- (3) 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと。
- (4) 体験住宅内で喫煙しないこと。
- (5) その他村長の指示に従うこと。

(禁止行為)

**第11条** 利用者は、体験住宅の利用において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 体験住宅の改修又は増築
- (3) 土地の形質の変更
- (4) 体験住宅を利用する権利の他人への譲渡又は転貸
- (5) その他、体験住宅の利用にふさわしくない行為

(原状回復義務)

**第12条** 利用者は、その利用が終わったとき、又は第9条第1項の規定により承認を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復し、並びに搬入した物品等を撤去しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

**第13条** 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

**別表 (第3条関係)**

名称	位置	床面積	建築年度
木島平村田舎暮らし 体験住宅庚棟	木島平村大字往郷1701番地	59.62㎡	平成28年度
木島平村田舎暮らし 体験住宅大町棟	木島平村大字上木島1773番地	59.62㎡	平成29年度

様式第1号（第7条関係）

木島平村田舎暮らし体験住宅利用申込書

年 月 日

木島平村長 様

申込者	住 所	〒 -
	姓 名	
	電話番号 (携帯電話)	

私及び家族は、木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例第4条の利用資格に該当しており、木島平村田舎暮らし体験住宅を利用したいので、利用に関わる誓約書を添付のうえ、同条例第7条の規定により申込みます。

施設の名称	木島平村田舎暮らし体験住宅 庚棟 ・ 大町棟 (○印記載)		
利用期間	IN 年 月 日( )～OUT 年 月 日( ) 泊 日		
ふりがな 利用者の氏名	続 柄	生年月日	備 考
	本人	. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
備 考	申込者と住所が違う方については、備考欄に記入してください。 リネンの利用希望 あり( 組) ・なし 滞在中の空き家バンクの内見希望 あり ・なし		

※添付書類：申込者の住所を確認できる書類の写し（運転免許証の写しなど）

## 木島平村田舎暮らし体験住宅 利用に関わる誓約書

木島平村長 様

私及び家族は、木島平村田舎暮らし体験住宅（以下「住宅」といいます。）の利用にあたり、木島平村田舎暮らし体験住宅設置条例に定められている事項のほか、以下の項目について遵守します。

なお、村長から利用の承認の取り消し、又は利用の中止を命じられた場合は、速やかに退去するとともに、異議は申し立てません。

1. 利用申込書に記載した私及び家族以外の者を利用させません。
2. 利用料金の納付については、利用開始日、又は月をまたぐ利用の場合はその月の初日にその月の利用日分を納付します。なお、自己の都合で利用期間中に利用しない日があっても、既に納付した利用料の返還及び減額を求めません。
3. 利用開始時に備え付けた消耗品が終了及び消耗したときは、必要に応じて自己の負担において補充及び交換します。
4. 利用にあたっては環境に配慮し、電気・水道・灯油等の使用は必要最低限とします。
5. 火災及び盗難の予防に万全を期し、外出及び就寝のときは、必ず施錠するなど住宅を善良に管理します。また、冬期間は、水道の凍結及び灯油漏れ事故に十分注意し、事故が発生した場合は速やかに村長へ報告します。
6. 住宅、設備、備付けの器具、備品、什器じゅう器類等（以下「住宅等」という。）は適切に使用及び取り扱い、破損及び住宅の鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告します。
7. 爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物は持ち込みません。
8. 施設内外の清掃、除草、除雪等を適宜行い、住環境の整備に努めます。
9. 利用期間中に発生したごみは、木島平村のごみ分別ルールに則り、全て適正な方法により処理及び提出します。
10. 住宅の利用に関し、次に掲げる行為は行いません。
  - （1）物品の販売及びこれに類する商行為
  - （2）寄附の募集その他これに類する行為
  - （3）政治活動又は宗教活動
  - （4）周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
  - （5）居住の用以外に使用する行為
11. 住宅の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を村長に返却します。
12. 私及び家族の責めに帰すべき理由によって住宅等の修繕が必要となったときは、村長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担します。
13. 上記の他、規定されていない事項については、村長につど確認し、その指示に従います。

年 月 日

住 所  
申込者自署

様式第2号（第8条関係）

木島平村田舎暮らし体験住宅利用承認（不承認）書

年 月 日

様

木島平村長

年 月 日付けで申込みのありました、木島平村田舎暮らし体験住宅の利用について、下記のとおり承認（不承認）します。

記

1. 田舎暮らし体験住宅利用の 承認（不承認）  
（不承認の場合にはその理由： ）
2. 承認した利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 管理上必要な条件